

柏市告示第 号

平成 29 年度一般廃棄物処理実施計画

柏市廃棄物処理清掃条例（平成 5 年柏市条例第 17 号）第 17 条第 1 項の規定により、平成 29 年度一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

平成 29 年 3 月 31 日

柏市長 秋山 浩保

目次

- 第 1 計画区域及び期間
- 第 2 一般廃棄物の種類及び排出見込量
 - 1 ごみ関係
 - 2 生活排水関係
 - 3 犬、猫等死体
- 第 3 ごみ処理実施計画
 - 1 ごみの排出抑制の方法
 - 2 再資源化の方法及び量
 - 3 収集・運搬計画
 - 4 中間処理・最終処分計画
 - 5 処理が困難なごみに関する事項
- 第 4 生活排水処理実施計画
 - 1 計画対象人口及び世帯
 - 2 収集・運搬計画
 - 3 中間処理・最終処分計画
 - 4 啓発活動
- 第 5 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項
 - 1 中間処理施設
 - 2 最終処分場

第1 計画区域及び期間

計画区域	計画区域は旧柏地域（平成17年3月27日における本市の区域に相当する区域をいう。以下同じ。）とし、旧沼南地域（同日における沼南町の区域に相当する区域をいう。以下同じ。）については柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合による処理計画とする。ただし、ごみ処理実施計画中のごみ排出抑制の方法及び生活排水処理実施計画については、この限りでない。
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日

第2 一般廃棄物の種類及び排出見込量

1 ごみ関係

区分	年間量
可燃ごみ	79,900トン
不燃・粗大ごみ	8,220トン
有害ごみ	30トン
容器包装プラスチック類	5,290トン
不法投棄ごみ・適正処理困難物	120トン
資源品	19,580トン
使用済小型電子機器等	5トン

2 生活排水関係

区分	年間量
し尿	4,080キロリットル
浄化槽汚泥	17,990キロリットル

3 犬、猫等死体

区分	年間量
犬、猫等死体	1,300体

第3 ごみ処理実施計画

1 ごみの排出抑制の方法

種 別	区 分	施策内容	目標
家庭系 ごみの 減量	1 排出抑制	(1) 食品ロス削減対策を含めた生ごみの排出抑制への誘導と研究の継続 (2) ごみ減量広報紙の発行 (3) 市広報紙、ホームページ及びツイッターによる減量啓発 (4) 清掃施設見学会の実施 (5) ごみ減量説明会の開催	1回 15回 5回
	2 資源化	(1) 古紙の資源化推進のための分別指導の強化及び啓発の継続 (2) 使用済小型家電リサイクルの継続と内容の検証	
	3 環境学習	(1) リボン館運営委員会や教育委員会との連携による講座、出前授業、イベント及びエコツアーエ等の実施 (2) スマートフォン用ごみ分別アプリを活用した環境学習の場の提供、情報の発信	120回
事業系 ごみの 減量	1 排出抑制	(1) 工場搬入車両の検査 (2) 減量計画書の確実な回収による正確な状況把握 (3) 減量計画書に基づく実態調査及び指導強化 (4) 食品ロス削減のための飲食店・食品販売店等の啓発	1回 7事業所
	2 事業者の 啓発	(1) 3R推進事業所及び3R推進店推奨制度の周知と登録数の増加 (2) 事業所によるごみ減量への取組事例公表 (3) ホームページ及びパンフレットによる適正排出指導、減量啓発	10%増 1回
	3 資源化	(1) 生ごみリサイクルの啓発、促進 (2) コスト意識に訴えかけての古紙類の分別と資源化の啓発、促進の強化 (3) 給食残さの堆肥化の推進	

2 再資源化の方法及び量

品目	収集・回収	再資源化の方法	再資源化量 (搬出量)
資源品	古紙類、紙パック類、古布類、空ビン類、空カン類、P E T ボトル、金属類を市の委託業者が資源回収日に収集する。	柏市リサイクルプラザに搬入。施設で選別等を行った後、容器包装リサイクル法の再商品化事業者又は問屋等に引き渡し、資源化する。	1 9, 2 0 0 トン
容器包装 プラスチック類	家庭系は、市が毎週水曜日に収集する。 事業系は、排出事業者が自ら運搬する場合を除き、一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する。	プラスチックごみ圧縮保管施設で選別等を行った後、容器包装リサイクル法の再商品化事業者又は問屋等に引き渡し、資源化する。	4, 3 7 0 トン
鉄類 (注1)	粗大ごみ処理施設にて、不燃・粗大ごみを破碎し、鉄類を回収する。	問屋に引き渡し、資源化する。	9 0 0 トン
家具	粗大ごみとして排出された家具を委託業者が収集する。	柏市リサイクルプラザにて修理し、販売する。	1 0 0 台
使用済小型電子機器等 (注2)	市が公共施設に回収ボックスを設置。投入された小型家電を認定事業者の再資源化事業計画に基づき収集運搬を行う者が収集する。	認定事業者に引き渡し、事業者の再資源化事業計画に従い資源化する。	5 トン
インクカートリッジ	市が公共施設に回収ボックスを設置。投入されたインクカートリッジを再商品化事業者へ郵送する。	再商品化事業者に引き渡し、資源化する。	1 トン未満

(注1) 鉄類は、不燃・粗大ごみに含まれるもの

(注2) 「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン（環境省）」における「特定対象品目（パソコンを除く）」で、回収ボックスに投入されたもの。

3 収集・運搬計画

区分	収集・運搬					
	収集運搬を行ふ者	収集区域	年量	集積所、容器及び収集回数等	搬入先	
一般家庭から日常排出されるごみ	可燃ごみ	市・委託 (注)	46,000トン	定められた集積所に市の指定の袋（可燃ごみ用のものに限る。）で排出。 週2回収集（ごみ出しカレンダーによる）。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）・ 柏市南部クリーンセンター（第二清掃工場）	
	不燃ごみ 有害ごみ (乾電池・蛍光管)			不燃ごみは、定められた集積所に透明又は半透明の任意容器（黒袋、紙袋を除く。）で排出。 有害ごみは、それぞれ内容物が確認できる透明な袋（黒袋、紙袋を除く。）若しくは指定の袋の外袋又はそのままの状態で排出。 月2回収集（ごみ出しカレンダーによる）。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）	
	インクカートリッジ	広域的処理の認定に基づき収集運搬を行う者		市が設置した回収箱を経由してのリサイクルを希望する場合は、回収箱まで排出者が自ら分別・運搬。	広域的処理の認定に基づき処分を行う者	
	使用済小型電子機器等	認定事業者の再資源化計画に基づき収集運搬を行う者		市が設置した回収ボックスを経由してのリサイクルを希望する場合は、回収ボックスまで排出者が自ら分別・運搬。	認定事業者の再資源化計画に基づき処分を行う者	
	粗大ごみ	山本産業株式会社（委託）		申込みにより隨時有料で戸別収集。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）	
	容器包装プラスチック類	市・委託 (注)		定められた集積所に、市の指定の袋（容器包装プラスチック類用のものに限る。）で排出。毎週水曜日に収集。	プラスチックごみ圧縮保管施設	
(内一般家庭から排出される多量ごみ)	資源品 (古紙類、紙パック類、古布類、空ビン類、空カン類、P E Tボトル、金属類)	柏市再生資源事業協業組合（委託）	19,580トン	市の指定の専用袋又は指定の荷姿で所定の集積所に排出。 月2回収集（ごみ出しカレンダーによる）。	柏市リサイクルプラザ	
	可燃ごみ	排出者・許可業者 (注)		資源化できるもの（ビン、カン、紙類、金属類）は分別して搬入する。ただし、日常の事業活動に伴って生じるもの搬入は不可。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）・ 柏市南部クリーンセンター（第二清掃工場） (プラスチックはプラスチックごみ圧縮保管施設)	
	不燃・粗大ごみ			それ以外は、可燃ごみ、不燃・粗大ごみ又は容器包装プラスチック類に分別して搬入。黒袋、紙袋での搬入は禁止。可燃ごみ、不燃・粗大ごみは月～土曜日搬入可（水曜日及び土曜日のうち、祝日である日を除く。ただし、南部クリーンセンターは、土曜日のうち祝日である日の午前中は許可業者のみ搬入可。）、容器包装プラスチック類は月・火・木・金・土曜日搬入可（祝日は除く。）。		
	容器包装プラスチック類			日常の事業活動に伴って生じる可燃ごみのうち、食品リサイクル法対象物については、堆肥化施設の処理能力又は排出事業者の同法に定める登録再生利用事業者での再生処理の範囲内で分別収集。		
日常の事業活動に伴って生じるごみ	可燃ごみ	排出者・許可業者 (注)	33,900トン	日常の事業活動に伴って生じる可燃ごみのうち、紙おむつについては、紙おむつ再生資源化処理施設での再生処理の範囲内で排出者が自ら分別・運搬。	許可業者堆肥化施設又は登録再生利用事業者食品循環資源処理施設 紙おむつ再生資源化処理施設	
	不燃・粗大ごみ			日常の事業活動に伴って生じる可燃ごみのうち、食品リサイクル法対象物については、堆肥化施設の処理能力又は排出事業者の同法に定める登録再生利用事業者での再生処理の範囲内で分別収集。		
	事業系プラスチック			日常の事業活動に伴って生じる可燃ごみのうち、紙おむつについては、紙おむつ再生資源化処理施設での再生処理の範囲内で排出者が自ら分別・運搬。		
不法投棄ごみ		市・委託	120トン	パトロール・通報等により随时収集。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）・ 柏市南部クリーンセンター（第二清掃工場）	
犬猫等の死体		委託	1,300 体	飼い主不明の死体の収集（国道を除く）。		

(注1) 平成29年度一般廃棄物処理業(収集運搬)許可業者は次のとおりとする。また、事業活動に伴って生じるごみは、当該許可業者において適正処理が可能であるため、新規許可は実施しない。

ただし、柏市教育委員会が締結する「廃棄物処理業務委託(旧沼南地域)」に必要な許可については、説明会の開催を省略の上、別途実施する。

一般廃棄物処理業(収集運搬)許可業者

許可業者名	所在地	限定
株式会社アイクリーン	柏市高田1179-1	
有限会社葵サービス	柏市布施1490-1	
浮ヶ谷興産有限会社	柏市豊四季379-6	
株式会社エコプランニング	柏市新十余二7-8	
有限会社柏清掃	柏市高田553-1	
柏ビル管理株式会社	柏市若葉町3-3	
共同リサイクル株式会社	柏市柏3-10-20	
有限会社クリーンサービス柏	柏市西原2-2-39	
有限会社クリーンダストレス	柏市船戸2079-19	
有限会社綜合環境サービス	柏市東柏1-7-10	
株式会社千葉総業	柏市逆井1247	
株式会社花園サービス	柏市松ヶ崎576	
北葉実業株式会社	柏市豊四季382-13	
株式会社マツヤマ	柏市あけぼの2-6-4	
株式会社丸幸	柏市大青田1628	
山本産業株式会社	柏市十余二380-383	
株式会社大山清運	柏市松ヶ崎363-1	
有限会社和光商事	柏市松ヶ崎95-18	
株式会社清運社	柏市柏大青田1649-1	
京葉管理事業株式会社	柏市つくしが丘1-14-8	
有限会社市川胞衣社	市川市若宮3-30-13	胞衣
エルエス工業株式会社	渋谷区千駄ヶ谷3-2-8-503	実験動物
有限会社東葛産業	船橋市夏見台3-4-11	胞衣
株式会社高田産業	埼玉県南埼玉郡宮代町川端4-13-5	東武鉄道各駅

※ なお、旧沼南地域については、別途「柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合」にて許可するもの

(注2) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号。以下「特措法」という。)に規定する特定一般廃棄物に該当するものについては、この収集・運搬計画に記載した取扱いとは異なる取

扱いを市が別途定める場合がある。その場合、当該特定一般廃棄物は、当該別途定める方法により処理を行うこととする。

(注3) 可燃ごみのうち草木枝葉は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による影響のため、当分の間、不燃ごみの日に不燃ごみと同様の取扱いで排出及び収集を行う。

(注4) 可燃ごみ及び容器包装プラスチック類の収集業務の一部並びに不燃ごみ及び有害ごみの収集業務は、委託にて行う。

4 中間処理・最終処分計画

区分	中間処理		最終処分
	処理を行う者(注)・ 処理場	処理方法	
可燃ごみ (79,900 t)	市・ 北部クリーンセンター (清掃工場) 南部クリーンセンター (第二清掃工場) 許可業者又は登録再生 利用事業者・ 堆肥化施設又は食品循 環資源処理施設	焼却処理 89,230 t (うち可燃ごみ 78,900 t) (うち破碎可燃物 7,980 t)(○) (うち残渣 1,200 t)(○) (その他 1,150 t) 堆肥化・飼料化 1,000 t	焼却灰等処分 11,950 t (委託処分 11,700 t) (鉄類回収 250 t)
不燃・粗大ごみ (8,220 t)	市・ 北部クリーンセンター (清掃工場) 市・ リサイクルプラザ	破碎処理 8,880 t (可燃物焼却 7,980 t) (○焼却処理へ) (鉄類回収 900 t) 修理・売却 1 t	
使用済小型電子機器等	認定事業者の再資源化 計画に基づき処分を行 う者	小型家電リサイクル法適用 (再資源 化) 5 t	
インクカートリッジ	広域的処理の認定に基 づき処分を行う者	再商品化 1 t未満	
有害ごみ (30 t) 不法投棄ごみ (120 t)	委託業者	委託処理 146 t (有害ごみ 30 t) (不法投棄ごみ 96 t) (適正処理困難物 20 t) 可燃物焼却処理 4 t (○焼却処理へ)	
容器包装 プラスチック類 (5,290 t)	容器包装 プラスチック	再商品化事業者 容リ法適用(再商品化) 4,370 t	
	非容器包装 プラスチック	問屋 売却 104 t (PETボトル 56 t) (発泡プラスチック 48 t)	
		市・ 北部クリーンセンター (清掃工場) 南部クリーンセンター (第二清掃工場) 焼却処理(残渣) 816 t (○焼却 処理へ)	
資源品 (19,580 t)	ガラスビン (白茶色以外) PETボトル	再商品化事業者 容リ法適用 (再商品化) 1,516 t (ガラスびん 548 t) (PETボトル 968 t)	
	上記以外	問屋 売却 17,684 t	
		市・ 北部クリーンセンター (清掃工場) 南部クリーンセンター (第二清掃工場) 焼却処理(残渣) 380 t (○焼却 処理へ)	
犬、猫等の死体	市・ 北部クリーンセンター (清掃工場) 南部クリーンセンター (第二清掃工場)	焼却 1,300 体	

(注1) 平成29年度一般廃棄物処理業（処分業）許可業者は次のとおりとする。また、事業活動に伴って生じるごみは、適正処理が可能であるため、新規許可は実施しない。

一般廃棄物処理業（処分業）許可業者

許可業者名	所在地
山本産業株式会社	柏市十余二380-383

※ なお、旧沼南地域については、別途「柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合」にて許可するもの

(注2) 特措法に規定する特定一般廃棄物に該当するものについては、この中間処理・最終処分計画に記載した取扱いとは異なる取扱いを市が別途定める場合がある。その場合、当該特定一般廃棄物は、当該別途定める方法により処理を行うこととする。

5 処理が困難なごみに関する事項

廃棄物の種類	指定品目等	排出に関する注意事項
適正処理困難物（柏市廃棄物処理清掃条例第12条）	タイヤ 消火器	指定を受けた処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任においてその適正処理困難物の回収等の措置を講じなければならない。排出者はこれに協力するものとする。（回収協力店への排出）
排出禁止物（同条例第20条）	爆発・引火・感染等の危険があるもの、有毒性のあるもの、著しく処理が困難なもの（※1）	市の施設における処理が困難であるため、販売業者、専門処理業者等に処理委託するものとする。 それが困難な場合は、市長の指示に従うものとする。
特別管理一般廃棄物（同条例第25条）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第1条に規定するもの（PCB廃棄物、感染性一般廃棄物等）	排出者が特別管理一般廃棄物を排出する場合には自ら処理することとする。 それが困難な場合は他の特別管理廃棄物（特別管理産業廃棄物）とともに特別管理廃棄物処理業者に処理委託することとする。
特定家庭用機器廃棄物	一般家庭から排出される特定家庭用機器廃棄物（テレビ※2、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機※3、エアコン）	特定家庭用機器再商品化法に基づき、家電販売店あるいは廃棄物収集運搬許可業者が回収の主体となり、製造業者等により再資源化するものとする。
指定再資源化製品	一般家庭から排出されるパソコン用コンピュータ	資源有効利用促進法に基づき、製造業者等が回収の主体となり、再資源化するものとする。
自主回収指定製品	廃棄二輪車	資源有効利用促進法に基づき、製造業者等が回収の主体となり、再資源化するものとする。
上記以外のもの		「柏市廃棄物（ごみ）処理施設における廃棄物の受け入れ要領」、市のごみ分別区分又はその他市の定める方法によるものとする。

※1 ガスボンベ、火薬類、多量のペンキ、シンナー、ボンドなどの接着剤、エンジンオイル・灯油などの廃油、血液等が付着した注射針など、農薬・医薬などの薬品類、バッテリー等

※2 ブラウン管テレビ、液晶テレビ（携帯テレビ、カーテレビ、浴室テレビを除く。）、プラズマテレビ

※3 洗濯機、衣類乾燥機

第4 生活排水処理実施計画

1 計画対象人口

下水道処理人口	合計人口	347,000人
	旧柏地域	306,700人
	旧沼南地域	40,300人
浄化槽処理人口	合計人口	61,000人
	旧柏地域	50,500人
	旧沼南地域	10,500人
内合併浄化槽人口	対象人口	21,900人
	旧柏地域	16,500人
	旧沼南地域	5,400人
し尿処理人口	合計人口	3,900人
	旧柏地域	2,400人
	旧沼南地域	1,500人

2 収集・運搬計画

(1) 旧柏地域

区分		収集・運搬				
		収集・運搬を行う者	収集区域	年量	収集場所及び収集回数等	搬入先及び年量
し尿及び 浄化槽汚泥等	し尿	委託	旧柏地域	1,840kl	常設トイレ 定期及び申請に基づき収集	山高野浄化センター 15,591kl
		許可業者		602kl	仮設トイレ	
	浄化槽汚泥	許可業者		13,149kl	浄化槽	

(注) 平成29年度一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬）は、次の4社とする。また、浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬については適正に処理されているため、新規許可は実施しない。

旧柏地域一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬）

許可業者名	所在地
株式会社大山清運	柏市松ヶ崎363-1
株式会社清運社	柏市大青田1649-1
有限会社和光商事	柏市松ヶ崎95-18
京葉管理事業株式会社	柏市つくしが丘1-14-8

(2) 旧沼南地域

区分		収集・運搬				
		収集・運搬を行う者	収集区域	年量	収集場所及び収集回数等	搬入先及び年量
し尿及び 浄化槽汚泥等	し尿	委託	旧沼南地域	1,580kl	常設トイレ 定期及び申請に基づき収集	アクアセンターアジさい 6,479kl
		許可業者		58kl	仮設トイレ	
	浄化槽汚泥	許可業者		4,841kl	浄化槽	

(注) 平成29年度一般廃棄物処理業許可業者(浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬)は、次の5社とする。また、浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬については適正に処理されているため、新規許可は実施しない。

旧沼南地域一般廃棄物処理業許可業者(浄化槽汚泥の収集運搬)

許可業者名	所在地
有限会社近藤清掃社	柏市藤ヶ谷新田126
有限会社荒木清掃	柏市藤ヶ谷新田121-5
有限会社大久保清掃	柏市藤ヶ谷1787-45
有限会社沼南清掃	柏市藤ヶ谷1215-4
有限会社浄化槽センター	白井市根294-33

旧沼南地域一般廃棄物処理業許可業者(し尿の収集運搬)

許可業者名	所在地
有限会社近藤清掃社	柏市藤ヶ谷新田126
有限会社荒木清掃	柏市藤ヶ谷新田121-5
有限会社大久保清掃	柏市藤ヶ谷1787-45
有限会社沼南清掃	柏市藤ヶ谷1215-4

3 中間処理・最終処分計画

(1) 旧柏地域

区分		中間処理		最終処分	
		処理を行う者	処理方式	処理を行う者	処分方法
し尿及び 浄化槽汚泥	し尿	市	標準脱窒 素処理方 式 + 高度 処理	市	脱水汚泥を焼却処理
	浄化槽 汚泥				

(2) 旧沼南地域

区分		中間処理		最終処分	
		処理を行う者	処理方式	処理を行う者	処分方法
し尿及び 浄化槽汚泥	し尿	柏・白井・鎌 ヶ谷環境衛生 組合	高負荷脱 窒素処理 方式 + 高 度処理 (脱水汚泥 を焼却処 理)	柏・白井・鎌 ヶ谷環境衛生 組合	委託処理 139.6t (内訳) ①焼却灰 130.0t ②沈砂 9.6t
	浄化槽 汚泥				

※中間処理施設において、脱水汚泥を焼却処理

4 啓発活動

浄化槽の定期点検、清掃についての啓発	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽清掃 9 業者の営業活動の中で清掃、保守点検時における広報活動 浄化槽設置実態調査時における啓発活動 「環境週間」及び「浄化槽の日」を中心とした浄化槽の適正管理についての啓発活動 広報への掲載等
合併処理浄化槽設置普及	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽設置業者等への広報活動 広報への掲載等

第5 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項

1 中間処理施設

(1) ごみに係るもの

ア 焼却施設

施設名	柏市清掃工場	柏市第二清掃工場
所在地	柏市船戸山高野538番地	柏市南増尾56番2
形式	連続燃焼式流動床炉	ストーカ炉
稼動年月	平成3年4月	平成17年4月
処理能力	300トン／24時間	250トン／24時間

イ 破碎選別施設（柏市清掃工場に併設）

施設名	粗大ごみ処理施設
所在地	柏市船戸山高野538番地 柏市清掃工場内
形式	横型回転式破碎機
稼動年月	昭和52年9月 改造平成6年3月
処理能力	50トン／5時間

ウ 資源選別施設

施設名	柏市リサイクルプラザ
所在地	柏市十余二348番地202
形式	選別・圧縮・保管
稼動年月	平成14年4月
処理能力	176t／5時間

（2）し尿及び浄化槽汚泥に係るもの

ア 浄化施設（旧柏地域）

施設名	山高野浄化センター
所在地	柏市船戸2115番地
形式	標準脱窒素処理方式+高度処理
稼動年月	平成16年4月
処理能力	100キロリットル／24時間

イ 浄化施設（旧沼南地域）

施設名	アクアセンターあじさい（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合）
所在地	鎌ヶ谷市軽井沢2102-1
形式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理
稼動年月	平成11年3月
処理能力	138キロリットル／日

2 最終処分場

ごみ焼却残渣（埋立処分）

施設名	柏市最終処分場
所在地	柏市布施字宿ノ後72番の1他
埋立工法	セル方式
埋立地面積	55,000平方メートル
埋立可能面積	18,300平方メートル
全体容量	165,680立方メートル